

後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

平成28年度および29年度の
保険料率が決定しました



保険料は2年に
一度改定されます。



平成27年中の所得に基づき、平成28年度分の後期高齢者医療保険料額が決定します。被保険者(加入者)の皆さんには、7月中旬に送付予定の「決定通知書」でお知らせします。

園 役場住民課 保険係
☎ 22-7761
園 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092651-3111

■ 保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料は、2年に1度改定されます。今回の改定の結果、平成28年度および29年度の所得割と均等割額は下記のとおりとなります。

● 保険料の軽減措置は継続

所得の低い人や被用者保険(サラリーマンの人などの保険)の扶養になっていた人の保険料は、平成28年度も軽減されます。

● 保険料の減免制度

災害や所得の減少などの事情により、保険料の納付が困難になった人への保険料の減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

「平成28年度所得割率・均等割額・賦課限度額」

	平成26・27年度	平成28・29年度	増減
所得割率	11.47%	11.17%	0.3%減
均等割額	56,584円	56,085円	499円減
賦課限度額	57万円	57万円	据え置き

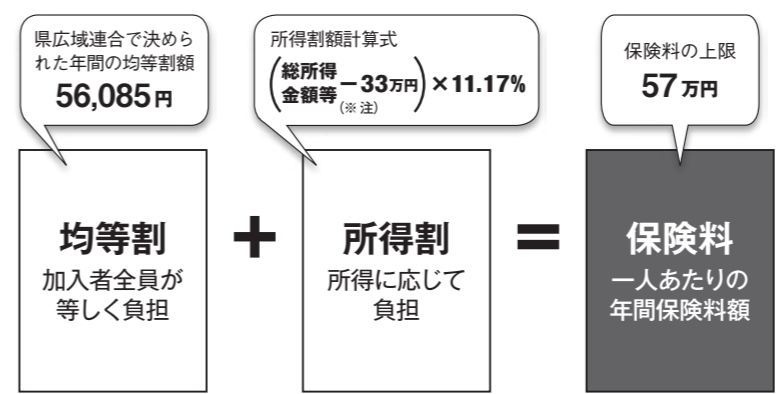
■ 保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等※注にに応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

※注「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金収入+公的年金等控除」、「給与収入+給与所得控除」、「事業収入+必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。



「保険料額の算出方法」



■ 保険料軽減措置

同一世帯内(※注1)の被保険者および世帯主の軽減対象所得額(※注2)の合計額に応じて、左記のとおり均等割額が軽減されます。

「軽減対象所得金額の合計額」	「軽減後の均等割額」
33万円以下かつ、被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない	9割軽減 均等割額 5,608円
33万円(基礎控除額)以下	8.5割軽減 均等割額 8,412円
33万円+26.5万円×世帯主を除く被保険者数以下	5割軽減 均等割額 28,042円
33万円+48万円×被保険者数以下	2割軽減 均等割額 44,868円

「所得割額の軽減」

所得割軽減割合	被保険者の総所得金額等
5割軽減	91万円以下(※注3)

「被用者保険(※注4)の被扶養者であった人の軽減」

均等割軽減割合	軽減後の保険料(年額)
9割軽減 (所得割はかかりません)	5,608円

※注1 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などは、その時点)が基準となります。
 ※注2 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金+公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。
 ※注3 ①年金受給時満65歳以上で年金収入のみ211万円の場合です。
 ※注4 「被用者保険」とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

■ 保険証の更新

後期高齢者医療保険者証(保険証)が更新されます。現在発行している保険証の有効期限は7月31日までとなっています。有効期限が過ぎた保険証は無効となりますのでご注意ください。なお、8月1日から使える新しい保険証は7月下旬に発送予定となっています。

現在発行している後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日まで。

